

日本成長戦略本部の設置について

〔 令和 7 年 11 月 4 日
閣 議 決 定 〕

1. リスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、更なる我が国経済の成長を実現するため、内閣に、日本成長戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官 日本成長戦略担当大臣
本部員	他の全ての国務大臣
3. 本部の庶務は、内閣府等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1. この規程は、閣議決定の日から実施する。
2. 新しい資本主義実現本部の設置について(令和 3 年 10 月 15 日閣議決定)は、廃止する。ただし、廃止前の新しい資本主義実現本部が検討した事項等については、本部に引き継がれるものとする。